

空家等の除却促進に係る連携協定を締結

～AIを活用した「横浜市版 すまいの終活ナビ」で
 解体費用と土地の売却価格の概算額を無料で算出できます！～

横浜市と株式会社クラッソーネは、空家の除却促進に向けて、本日、協定を締結しました。
 空家の解体費用と土地の売却価格の概算額を同時に把握する「**すまいの終活ナビ**」の活用は、**全国初の取組**となります。
 空家所有者の方々に「すまいの終活ナビ」をご利用いただくことで、空家の解体を推進します。

1 「横浜市版 すまいの終活ナビ」とは

スマートフォン等から土地建物の面積や最寄り駅、接する道の幅などの条件を入力することで、**「解体費用」と解体後の「土地の売却価格」の概算額を手軽に無料で把握**することができます。
 概算額の算出にあたっては、市内の解体相場や市場価格などの地域性が反映されています。
 横浜市は、「横浜市版 すまいの終活ナビ」を本市ホームページやリーフレット等を通じて空家所有者へご案内します。

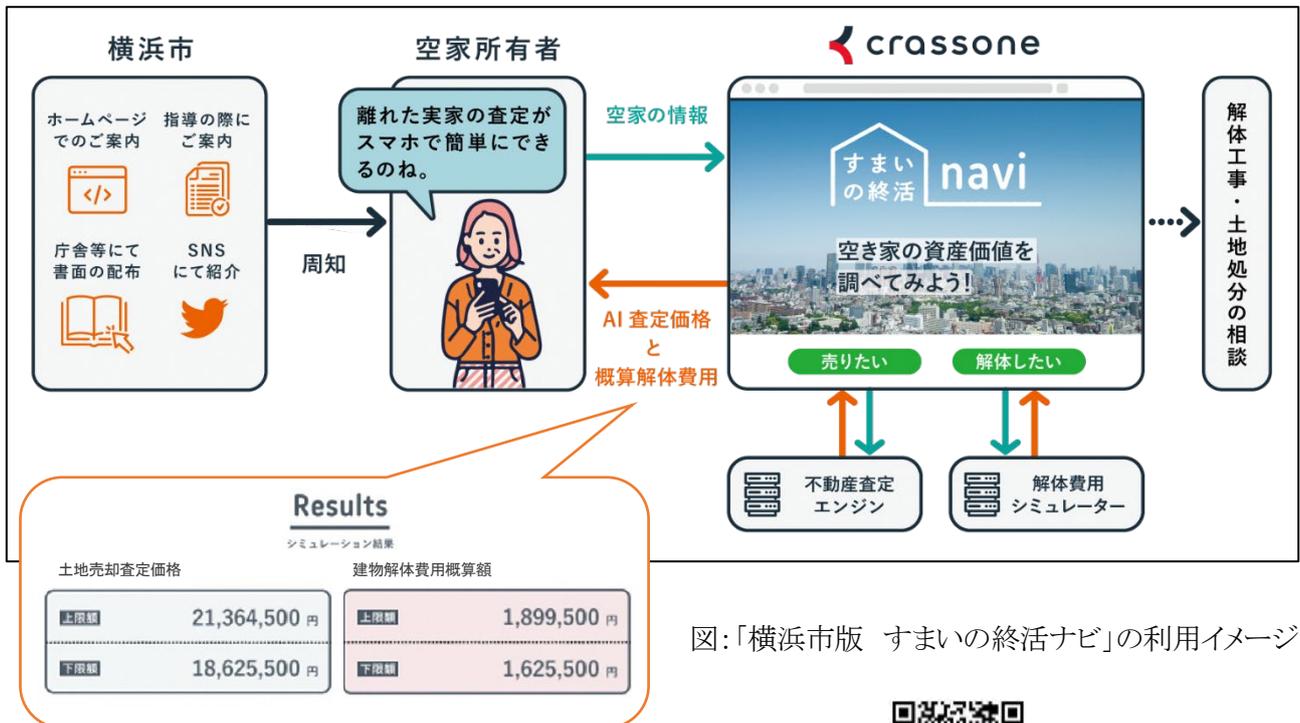


図:「横浜市版 すまいの終活ナビ」の利用イメージ

●「横浜市版 すまいの終活ナビ」URL

<https://crassone.jp/simulator/navi/kanagawa/yokohamashi>



「横浜市版 すまいの終活ナビ」
 二次元コード

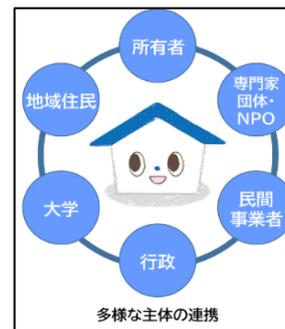
裏面あり

2 協定締結の目的・効果

横浜市では、適切な管理がされていない空家の所有者に対して、改善の指導や支援等を行っています。しかし、所有者が遠方に居住されていたり、ご高齢である場合、解体費用の見積りや手続きを進める負担が大きく、具体的な検討を先送りされる要因となっていました。

このたび、株式会社クラッソーネからご提案いただき、「横浜市版 すまいの終活ナビ」の開発に向けた協議を進めてきました。この取組を進めることで、所有者が手軽に無料で空家の解体費用や土地の売却価格の概算額を把握することができ、資金計画も含めた空家の解体の検討を後押しする効果が見込めることから、今回の協定締結に至りました。

なお、「横浜DX戦略」では、重点方針のひとつとして、相談や情報提供など市民が使いやすい行政サービスのデジタル化に取り組むこととしています。また、「横浜市空家等対策計画」(平成31年2月、第2期策定)では、所有者と行政だけでなく民間事業者などの多様な主体が連携することにより、管理不全な空家の解消に取り組むこととしています。



横浜市空家等対策計画より

3 株式会社クラッソーネについて



- ・名称 株式会社クラッソーネ
- ・本社 愛知県名古屋市中村区名駅5丁目7番30号名駅東ビル4F
- ・代表者 代表取締役 CEO 川口 哲平
- ・事業内容 建物の解体工事の専門業者と施主をマッチングする一括見積り Web サービス「クラッソーネ」を運営

《参考》

「すまいの終活ナビ」は、株式会社クラッソーネが国土交通省の「令和4年度住宅市場を活用した空き家対策モデル事業」の採択を受けて開発しています。

所有者が概算額を把握したあとに希望があれば、株式会社クラッソーネを通じて、解体業者や不動産業者へ具体的な見積りを依頼することができます。

お問合せ先	
【管理不全な空家対策、連携協定に関すること】	
建築局建築指導課建築安全担当課長 廣澤 美津江	Tel 045-671-4530
【すまいの終活ナビに関すること】	
株式会社クラッソーネ アライアンスマーケティング部 山田・坂井	Tel 052-589-8085

空家等の除却促進に係る連携協定書

横浜市（以下「甲」という。）と株式会社クラッソーネ（以下「乙」という。）は、次のとおり空家等の除却促進に係る連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙のそれぞれが持つ資源や特長を活かしながら、横浜市空家等に係る適切な管理、措置等に関する条例（令和3年3月5日条例第2号。以下「条例」という。）第2条に定める「空家等」の除却促進に向けて連携協力を図り、もって管理不全な空家等の解消に寄与することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項（以下「連携協力事項」という。）について、連携し協力するものとする。

- (1) 乙は、甲が推進する空家等の除却促進に係る各種施策に関して、乙が持つサービスやノウハウを甲に提供すること
- (2) 甲は、所有者等（条例第2条）からの相談に対応する際に乙が運用するシステム等を積極的に活用すること
- (3) 甲及び乙は、所有者等及び市内事業者に乙が運用するシステム等について周知を図ること
- (4) 乙は、空家等の除却促進に向けて市内事業者との積極的な連携に努めること
- (5) その他前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために、必要であると両者が合意したこと

2 連携協力事項を効果的に実施するため、甲及び乙は、定期的に協議を行い、連携協力事項の効果検証を行うものとする。

（秘密情報）

第3条 乙は、連携協力事項の実施のため、乙の技術上、営業上その他の秘密の情報（以下「秘密情報」という。）を甲に提供する場合は、当該情報が秘密情報である旨を明示して、甲に提供するものとする。

（秘密保持義務）

第4条 甲は、秘密情報を善良なる管理者の注意をもって秘密に保持し、乙の事前の書面による承諾を得ることなく、第三者に開示又は提供しないものとする。

（目的外使用の禁止）

第5条 甲は、秘密情報を連携協力事項の遂行以外の目的に使用しないものとする。

（複写・複製）

第6条 甲は、乙の事前の書面による承諾を得ることなく、連携協力事項の遂行のために必要最小限の範囲を超えて、秘密情報の複写、複製等を行ってはならない。

（秘密情報の管理）

第7条 甲は、秘密情報を取り扱うにあたり、秘密情報に対する不正アクセスまたは秘密情報の紛失、破壊、改ざん、漏洩等のリスクに対し、必要かつ適切な安全対策を講ずるものとする。

(事故)

第8条 甲は、秘密情報の漏洩を覚知したとき、又は漏洩の恐れが生じたときは、直ちに応急措置を講じるとともに、速やかにその旨を乙に報告してその取扱いを協議しなければならない。

(解除)

第9条 甲又は乙のいずれかが、本協定の解除を希望する場合は、甲乙協議の上、解除予定日の1月前までに書面により相手方に通知することにより、本協定を解除できるものとする。甲又は乙は、相手方に対して、本協定の解除に関して、何らの損害の賠償を求めるとはできない。

(有効期限)

第10条 本協定の有効期限は、協定の締結の日から令和5年3月31日までとする。

ただし、甲が連携協力事項の効果検証の結果に基づき第1条の目的を達成するために効果があると判断し、かつ、有効期限満了の2月前までに甲又は乙から書面による終了の申し出がないときは、更に1年延長されたものとみなし、以後この例による。

2 前項の規定にかかわらず、第4条から第8条までの規定は、本協定終了後も有効に存続するものとする。

(適用)

第11条

1 本協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、両者の合意により、別に定めるものとする。

2 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、変更につき協議するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和4年9月30日

甲 神奈川県横浜市中区本町6丁目50-10
横浜市長 山中 竹春

乙 愛知県名古屋市中村区名駅5-7-30 名駅東ビル4F
株式会社クラッソーネ
代表取締役 川口 哲平